

岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人に対し、福祉電話を設置することによって、当該老人の孤独感を和らげるとともに、関係機関及び地域住民の協力を得て安否の確認を行う等、在宅老人に対して各種のサービスを提供することにより在宅福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 福祉電話は、おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの者（原則として所得税を課せられていない者）で、安否の確認を行う必要があると認められる者に対して、無料で貸与するものとする。

(申請)

第3条 福祉電話の設置を受けようとする者は、岩倉市老人福祉電話設置申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認めるときは実地調査を行い、設置の可否を決定し、岩倉市老人福祉電話設置決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(福祉電話の設置等)

第5条 市長は、前条の規定による決定通知書を受けた者（以下「借受人」という。）に岩倉市老人福祉電話設置誓約書（様式第3）を提出させ、速やかに、福祉電話の設置をしなければならない。

2 借受人は、善良な管理者の注意をもって、設置された福祉電話を使用しなければならない。

(使用料等)

第6条 福祉電話の毎月の回線使用料（基本料及び屋内配線使用料）については、市が補助するものとする。その他の利用料等は借受人が負担するものとする。

2 回線使用料の補助について、借受人は岩倉市老人福祉電話補助金交付申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を支給するものとする。

(貸与資格の喪失等)

第7条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当したときは、岩倉市老人福祉電話設置解除・停止決定通知書（様式第5）により借受人に通知するものとする。

- (1) 設置の理由が消滅したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(3) その他、特に市長が設置の必要がないと認めたとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

岩倉市老人福祉電話設置申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所
氏 名

岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱第 3 条の規定に基づき、老人福祉電話の設置を受けたいので、申請いたします。

記

対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	
収入の状況		
住居の状況		
設置を必要とする理由		
備考		

様式第2（第4条関係）

岩倉市老人福祉電話設置決定・却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった老人福祉電話の設置について、岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

借受人	氏名	
	住所	
設置予定日	年 月 日	

却下の理由

様式第3（第5条関係）

岩倉市老人福祉電話設置誓約書

年 月 日

岩倉市長 殿

借受人 住 所
氏 名

老人福祉電話の設置について、岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱の定めるところに従い下記事項を履行することを誓約します。

記

- 1 設置物件 福祉電話1基（ 局 番）
- 2 設置された福祉電話については、善良なる管理者の注意をもって維持し、他の目的のために使用又は転貸はしません。
- 3 借受人が負担することになっている使用料については、遅滞なく納入することとし、市には一切の迷惑をおかけいたしません。
- 4 借受人の責に帰すべき理由により、設置を受けた福祉電話の一部又は、全部をき損又は滅失したときは、直ちにその状況を申し出るとともに、賠償いたします。
- 5 福祉電話を必要としなくなったときは、速やかに申し出て返還いたします。

様式第4（第6条関係）

岩倉市老人福祉電話補助金交付申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

借受人 住 所
氏 名

老人福祉電話の補助金について、岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱第6条の規定に基づき申請いたします。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 基本料補助金（扶助費）算出内訳書
 - (2) 岩倉市老人福祉電話設置決定通知書（写）

様式第5（第7条関係）

岩倉市老人福祉電話設置解除・停止決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった老人福祉電話の設置について、岩倉市老人福祉電話設置事業運営要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり解除・停止したので通知します。

記

借受人	氏名	
	住所	
解除・停止年月日	年 月 日	
解除・停止の理由		